・ ・ 付表「２の⑱」）
・ ・ 付表「２の⑲」）
・ ・ 付表「２の⑳」）
・ ・ 付表「２の㉑」）

を

「

・ ・ （別表六の二（三）付表「２の⑮」）	・ ・
・ ・ （別表六の二（三）付表「２の⑯」）	・ ・
・ ・ （別表六の二（三）付表「２の⑰」）	・ ・
・ ・ （別表六の二（三）付表「２の⑱」）	・ ・

」に改め、同表の記載要領第１号中「震災特例法」の次に「第25条の２第２項若しくは第３項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。次号において「令和３年改正法」という。）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号において「令和３年旧震災特例法」という。）」を加え、「、所得税法等の一部を改正する法律」を「又は所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第３項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同項第１号中「「取得価額の合計額（別表六の二（二十六）付表「10」の合計）(3)」」を「「取得価額の合計額（別表六の二（三十）付表「10」の合計）(3)」」に、「震災特例法」を「令和３年旧震災特例法」に、「減価償却資産並びに」を「減価償却資産、」に、「に係る」を「並びに令和３年４月１日から令和６年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした令和３年改正法附則第107条第２項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する旧特定機械装置等で同項第１号ハ及びヘに掲げる減価償却資産に係る」に改め、同表を別表六の二(三十)とする。

別表六の二(二十五)付表の記載要領第３号③中「金額のうち」の次に「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六の二(二十六)付表とし、同表の次に次の一表を加える。